

# 特別養護老人ホームザイクスヒル長南 重要事項説明書

## 1 特別養護老人ホームザイクスヒル長南の概要

### (1) 名称及び所在地

事業者名	特別養護老人ホーム ザイクスヒル長南
所在地	千葉県長生郡長南町芝原3050番地
介護保険指定事業所番号	介護老人福祉施設 (千葉県1277100036号)

### (2) 職員体制

職員の職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		(施設長) 事業全般の管理	1名
医師		1名	健康管理及び療養上の指導	1名
生活相談員	1名		生活相談業務全般	1名
介護支援専門員	1名		生活相談、サービス計画作成等	1名
栄養士	1名		献立作成及び栄養指導	1名
介護職員	9名	11名	介護業務全般	20名
看護職員	1名	3名	保健衛生ならびに看護業務	4名
機能訓練指導員 (看護職員兼務)	1名	2名	機能訓練指導	3名
事務職員	2名	2名	事務全般	4名

### (3) 施設概要

居室 入所定員は50名です。(居室は、多床室と従来型個室の扱いとなります)

※ 等施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、4人部屋、2人部屋、1人部屋となります。各室は、ご利用者の心身の状況により変更する場合があります。

定員	50名		
居室	4人部屋	8室 (1室43, 5㎡)	多床室
	2人部屋	10室 (1室21, 7㎡)	多床室
	1人部屋	2室 (1室21, 7㎡)	従来型個室
談話コーナー	1フロア		
医務室	1室		
静養室	1室	2床、用意してあります	
食堂	1フロア(231.20㎡)		機能訓練室と兼用です
機能訓練室			食堂と兼用です
浴室	1室	一般浴槽と特殊浴槽があります	

## 2 サービス内容

利用者一人ひとりの個性を尊重した快適な生活環境の提供。利用者、家族に安心を保証する個別介護計画に基づく介護と健康管理等のサービスを提供します。

- (1) 食 事 朝食 7時30分から 昼食 11時30分から 夕食 17時00分から原則食堂にておとりいただきます。
- (2) 入 浴 原則週2回以上入浴していただけます。ただし、状況に応じ入浴できない場合は清拭となる場合があります。
- (3) 介 護 個別介護計画に基づき適切な介護サービスを提供します。
- (4) 生活相談 入所中随時行います。
- (5) 健康管理 入所中随時行います。

- (6) 理・美容 理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。  
 (7) その他 レクリエーション等実施しています。

### 3 利用料金

#### (1) 基本料金

##### 【1割負担】

要介護状態区分	多床室 (単位数)	従来型個室 (単位数)
要介護1	589	559
要介護2	659	627
要介護3	732	697
要介護4	802	765
要介護5	871	832

##### 【2割負担】

要介護状態区分	多床室 (単位数)	従来型個室 (単位数)
要介護1	1,178	1,118
要介護2	1,318	1,254
要介護3	1,464	1,394
要介護4	1,604	1,530
要介護5	1,742	1,664

##### 【3割負担】

要介護状態区分	多床室 (単位数)	従来型個室 (単位数)
要介護1	1,767	1,677
要介護2	1,977	1,881
要介護3	2,196	2,091
要介護4	2,406	2,295
要介護5	2,613	2,496

#### (2) 一定以上所得者の利用負担額

- ・ 1割負担 第1号被保険者 本人合計所得金額160万円未満  
 同一世帯の第1号被保険者 年金収入+その他の合計所得金額  
 単身：280万円 2人以上世帯：346万円未満
- ・ 2割負担 第1号被保険者 本人合計所得金額160万円以上220万円未満  
 同一世帯の第1号被保険者 年金収入+その他の合計所得金額  
 単身：280万円以上 2人以上世帯：346万円以上
- ・ 3割負担 第1号被保険者 本人合計所得金額220万円以上  
 同一世帯の第1号被保険者 年金収入+その他の合計所得金額  
 単身：340万円以上 2人以上世帯：463万円以上

市町村発行の介護保険負担割合証に記載された割合分、1割または2割・3割の金額をお支払いいただきます。

#### (3) 加算等

以下の加算のうち、当該月に対象となる加算を請求させていただきます。

- ① 初期加算 30単位 (入所後30日間、入院30日を超えて退院の場合)
- ② 個別機能訓練指導加算 12単位 (機能訓練指導員配置、個別計画表作成)
- ③ サービス提供体制加算Ⅲ 6単位 (常勤職員75%配置・勤続年数7年35%配置)

- ④ 看護体制加算Ⅱ 13単位 (常勤看護師1名配置)
- ⑤ 夜勤職員配置加算Ⅰ 22単位 (夜勤職員が最低基準+1名配置)
- ⑥ 療養食加算 6単位 (医師の食事箋に基づいて提供/1食)
- ⑦ 日常生活継続支援加算 36単位 (新規入所者要介護4以上70%+介護福祉士9名)
- ⑧ 外泊時費用 246単位 (入院外泊の場合月6日間、月またぎの場合12日)
- ⑨ 看取り介護加算
  - 死亡日以前31日～45日 72単位
  - 死亡4日以上30日未満 144単位
  - 死亡前日及び前々日 688単位
  - 死亡日1日 1280単位
- ⑩ 栄養マネジメント強化加算 11単位 (管理栄養士、高リスクに対し栄養ケア計画作成)
- ⑪ 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位/w (歯科医・歯科衛生士から技術的助言と指導)
- ⑫ 協力医療機関連携加算 50単位/w (協力医療機関との連携体制を構築)
- ⑬ 退所時情報提供加算 250単位/1回
- ⑭ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (基本+加算)×13.6% (介護職員賃金改善の為)
- ⑮ 地域区分(7級地) 10.14% (地域ごとの人件費の地域差を調整)

(4) 介護保険外利用料金

① 食費【食材料費】(1日あたり料金)

「介護保険限度額認定証」を提示することにより負担能力に応じ下表の通りとなります。

利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	390円
利用者負担第3段階 ①	650円
利用者負担第3段階 ②	1,360円
利用者負担第4段階	1,900円

② 居住費(1日あたり料金)

区 分	多床室	従来型個室
利用者負担第1段階	0円	380円
利用者負担第2段階	430円	480円
利用者負担第3段階	430円	880円
利用者負担第4段階	915円	1,231円

利用者負担1段階の方が7日以上入院または外泊された場合、居室に係る自己負担をお支払いいただきます。尚、利用者負担2～4段階の方は1日目から居室に係る自己負担額をお支払い頂きます。

③ その他の料金

- ・ 生活支援費 1月 3,500円
  - ・ 行政手続等個人に関わる手数料及び郵送料は別途いただきます。
  - ・ テレビ・ラジオ・電化製品をご使用になる方については別途電気設備費として月1,000円を負担頂きます。
  - ・ 理容・美容費 実費をご負担ください
  - ・ その他、サービス提供とは区別され契約者による負担が適切と判断される費用を負担頂きます。
- ※ 行事参加費は実費負担になります。

- (5) 基本料金の負担軽減措置
  - ① 社会福祉法人の軽減措置
  - ② 高額介護サービス費の支給
  - ③ 利用料を支払った場合に生活保護に該当する場合の負担軽減

#### 4 支払方法

当月料金の合計額を、翌月の15日に引き落とさせていただきます。引き落としが終了しますと、契約者に対し、領収書に明細を付して翌月に発送致します。なお、振替手数料として55円が銀行から請求されます(利用料金に計上)。また、当日の引落としができなかった場合、契約者は速やかに事業者の指定する口座に支払うものとします。この場合の手数料は契約者の負担とします。

#### 5 契約の終了

- (1) 契約者の都合で契約を終了する場合  
文書で申し出ることにより、いつでも契約を解約することができます。
- (2) 事業所の都合で契約を終了する場合
  - ・ やむを得ない事情により事業を縮小・閉鎖する場合には、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ・ 次の事由に該当した場合は、1か月以上の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
    - (a) 利用料金を正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、かつ、催促したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
    - (b) 職員または他の入所者・利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
    - (c) 病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みが無い場合又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかな場合
- (3) サービスの自動終了
  - ① 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設へ入所した場合
  - ② 要介護状態区分が、非該当(自立)、要支援と認定された場合
  - ③ 利用者の死亡または被保険者認定資格を喪失した場合

#### 6 当事業所のサービスの特徴

- (1) 運営方針・・・人間尊重を基本理念として、健全な施設の運営を目指します。
  - ① 安全・清潔な明るい生活環境の確保
  - ② 心を思いやる良質なサービスの提供
  - ③ 生きがいと活力助長の展開
  - ④ 地域に密着した福祉の展開

#### (2) サービス利用のために

項目	有・無	備考
職員への研修の実施	有	内部・外部研修を定期的実施
サービスマニュアルの作成	有	介護マニュアル・看護マニュアル
身体的拘束廃止取組	有	生命及び身体的保護の為、やむをえない場合のみ(ただし、時間、期間状況等は随時記録します)

## 7 施設利用にあたっての留意事項

(1) 入所にあたり、嘱託医において健康診断を受けて頂きます

(2) 入所にあたりご準備いただく物

- ① 健康保険者証
- ② 介護保険被保険者証
- ③ 所持品の持ち込み

別紙『入所にあたってのご案内』『入所時に持参していただく物品等』をご参照下さい。

※ 電化製品につきましては事前にご相談ください。

(3) 金銭・貴重品の管理

ご自分で出来ない場合は事務所にて管理いたします。ただし、事前に生活相談員にご相談ください。

(4) ご利用にあたってのリスクに関する説明

契約者が快適な生活を過ごせる様、職員配置は介護保険法令などによる基準を満たしており、安全な環境づくりに努めておりますが、契約者お一人お一人を常時見守ることは困難なことをご了承ください。

契約者の身体状況および認知症状、疾病などによる様々な要因により、下記の危険性が伴うことを充分にご理解いただけますようお願いいたします。

- ① ご自宅より広い空間の中、安全につかまれる場所も限られています。  
歩行時の転倒、ベッドならびに車いすからの転落等による骨折、および外傷などが生じる恐れがあります。
- ② 施設では原則的に身体拘束を行わないことから、認知症の方などは転倒および転落などの事故が生じる恐れがあります。
- ③ 一般的に高齢者の骨はもろくなりやすく、椅子に座るなどの日常生活上での対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ④ 一般的に高齢者の皮膚は薄くなりやすく、また血管ももろくなりやすいことから着替えなどの日常生活上の介護による少しの摩擦および接触により、表皮剥離や皮下出血が生じやすい恐れがあります。
- ⑤ 一般的に高齢者の食物などを飲み込む力は、加齢および認知症の症状、疾病により低下する恐れがあります。契約者に合わせた食事形態にて提供いたしますが、誤嚥ならびに窒息などの事故が生じる恐れがあります。
- ⑥ 高齢者であることから、疾病の急な発症などにより全身状態の悪化など急変される恐れがあります。
- ⑦ 風邪ならびに皮膚疾患などの感染症について、一定の予防策を講じています。しかし集団生活の場であることから、ご自宅で過ごすよりも感染しやすい状況にあります。

(5) その他

- |           |   |
|-----------|---|
| ・面会       | 13時30分～15時まで  |
| ・外出、外泊    | 体調の変化等で見合わせていただく場合があります。<br>事前にご確認ください。送迎は家族でお願い致します。 |
| ・外来受診     | 協力病院以外の受診は原則家族に付添いをお願い致します。                           |
| ・飲酒、喫煙    | 禁止といたします  |
| ・所持品の持ち込み | 最小限をお願いいたします。   |

## 8 虐待防止に関する事項

(1) 事業者は、契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
  - ② 契約者およびその家族からの苦情対応体制の準備をします。
  - ③ 虐待防止に関する責任者の選定および措置を講じます。
  - ④ その他必要な措置を講じます。
- (2) 事業者はサービス提供中に当該施設職員または養護者（契約者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 9 感染症対策

- (1) 事業者は、施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症マニュアルを作成しています。
- (2) 契約者の使用する施設、食器その他の整備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 10 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対する介護保険サービスの提供を継続に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要に研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11 ハラスメント対策

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。

## 12 緊急時の対応方法

- (1) 契約者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。いずれにも連絡が取れない場合には、施設の看護職員の判断により緊急対応いたします。
- (2) 緊急連絡先は身元引受人とさせていただきます。なお、身元引受人の連絡先は必要に応じて確認させていただきます。

## 13 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌し、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

## 14 非常災害対策

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| ・災害時の対応 | 県の指導要綱を満たす（防災倉庫・食品の備蓄あり） |
| ・防災設備   | 消防法の規定どおり                |
| ・防災訓練   | 年3回実施                    |
| ・防火責任者  | 講習受講者を配置しています            |

## 1 5 サービス内容に関する相談・要望・苦情受付窓口

### (1) 当施設の相談・苦情担当

- ・苦情解決責任者 : 施設長 田村八千代
- ・苦情受付担当者 : 特別養護老人ホーム生活相談員 鎗田 真澄  
居宅介護支援センター管理者 松崎由貴子  
電話 0475-47-1313
- ・第三者委員 : 社会福祉法人光正会評議員 田中 豊  
御園 敏之
- ・受付時間 : 午前9:00～午後5:00まで

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

千葉県運営適正委員会	電話 043-246-0294
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428
長南町	0475-46-2116
茂原市	0475-20-1583
一宮町	0475-42-1431
睦沢町	0475-44-2504
長柄町	0475-35-2113
長生村	0475-32-2112

## 1 6 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 光正会  
介護老人福祉施設 特別養護老人ホームザイクスヒル長南  
代表者役職・氏名 理事長 田村 正倫  
所在地 千葉県長生郡長南町芝原3050番地  
電話番号 0475-47-1313

### 定款の目的に定めた事業

- (1) 第1種社会福祉事業
  - イ 特別養護老人ホームの経営
  - ロ 軽費老人ホームの経営
- (2) 第2種社会福祉事業
  - イ 老人デイサービス事業の経営
  - ロ 老人短期入所事業の経営

### 定款の種別に定めた事業（公益を目的とする事業）

- (1) 居宅介護支援事業

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスご利用にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<名称> 特別養護老人ホームザイクスヒル長南

<説明者> 氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設サービスについて重要事項の説明を受けました。

契約者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ⑩

身元引受人兼連帯保証人

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ ⑩

<続柄> \_\_\_\_\_